次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社 柿﨑工務所

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月 1日~2024年 9月30日まで

2. 内容

目標1:男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 男性社員・・・取得率を20%以上にすること

<対策>

- 2021年4月~ 担当課(総務課)より該当者の報告を受け、該当者へ情報提供を 行い、取得促進を図る。
- 2023年4月~ 社内報を作成し、育休情報提供や現時点での男性社員の育休取 得者数を記載したものを社員に配付し、育休取得の促進を図る。

目標2: 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、 労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 2021年 4月~ 就業規則を各事業所に設置し、閲覧できることを周知。
- 2022年10月~ 対象者には、育児休業給付や再度育休制度の説明をし周知。
- 2023年 4月~ 社内報に育休情報を掲載し、育休取得促進を図る。

目標3:時間外・休日労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 2021年4月~ 当社独自の職種を継続し人員を増やし、所定外労働の削減を図る。
- 2024年9月~ 第2・4金曜日をノー残業デーとし、月2回実施する。